

第 2 章

第 4 節 公共空地（公園等）

第4節 公共空地（公園等）

[担当：建設緑政局みどりの協働推進課]

【政令】

（開発許可基準を適用するについて必要な技術的細目）

第二十五条 法第三十三条第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する施設の構造又は能力に関して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）

第二十九条の二 法第三十三条第三項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号、第三号若しくは第五号から第七号まで、第二十七条、第二十八条第二号から第六号まで又は前三条の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。

ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。

六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（六パーセントを超えない範囲に限る。）について行うものであること。

十二 前条に規定する技術的細目の強化は、国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号又は第六号の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で行うものであること。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うものであること。

【省令】

（公園等の設置基準）

第二十一条 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

一 公園の面積は、一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が二十ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が一平方メートル以上の公園が一箇

所以上、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為にあつてはその面積が一平方メートル以上の公園が二箇所以上であること。

(公園に関する技術的細目)

第二十五条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 面積が一平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。
- 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
- 四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

(公園等の設置基準の強化)

第二十七条の二 第二十一条第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
 - 二 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 2 第二十一条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の制限限度について行うものとする。

(令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準)

第二十七条の四 令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条第四号又は第二十七条の技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。
- 三 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、公園の利用者の安全の確保を図るため必要があると認められる場合に、さく又はへの設置その他利用者の安全を図るための措置が講ぜられていることを要件とするものであること。

【条例】

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

(技術的細目に定められた制限の強化)

第3条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化は、次のとおりとする。

- (2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為（主として住宅の建築の用に供する目的で行うものに限る。）にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の6パーセント以上の公園又は緑地（法第33条第1項第9号の措置のために設けられている緑地に限る。）が設けられていること。ただし、政令第25条第6号のただし書の場合は、この限りでない。
- (3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為（前号に規定する開発行為を除く。）にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の6パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、政令第25条第6号ただし書の場合は、この限りでない。
- (4) 開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の6パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

現代の都市生活においては、公園や緑地等の公共空地は、生活環境の向上、幼児や児童の安全で手頃な遊びのスペースなどとしてその存在は重要です。また、今後の高齢化社会に向け、従来の公園・緑地の配置計画に加えて、買い物や散策をする高齢者の方の休息スペースとして整備された公園（ポケットパーク）も重要となってきます。

開発行為に伴って設置される公園の基準等は、都市計画法で規定されていますが、本市では、以下のようなきめ細かな基準により指導を行っています。

1 公共空地（公園等）の種類

開発行為に係る公園等の公共空地については、次のような種類があります。

（１）公園（川崎市へ無償帰属）

開発区域が 3,000 ㎡以上となる場合には、本市へ公園の帰属を行っていただきます。

公園については、都市公園法等に基づいて必要な造成工事や公園施設工事を事業者の負担で行った後に、本市へ無償帰属してください。

（２）建築敷地内の緑化

開発行為によって、共同住宅や住宅以外の建築物を計画する場合は、その敷地面積（建築基準法施行令第 2 条による。）に対して一定の割合（緑化率）以上の緑化を行ってください。

根拠法令 ○都市計画法

○川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 第 31 条

川崎市ホームページ「緑化協議について」参照

<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-6-12-0-0-0-0-0-0.html>

2 公園等の面積

公園等（公園、建築敷地内の緑化）の面積については、開発区域の面積、地域、予定建築物の用途等によって算出の方法が異なります。

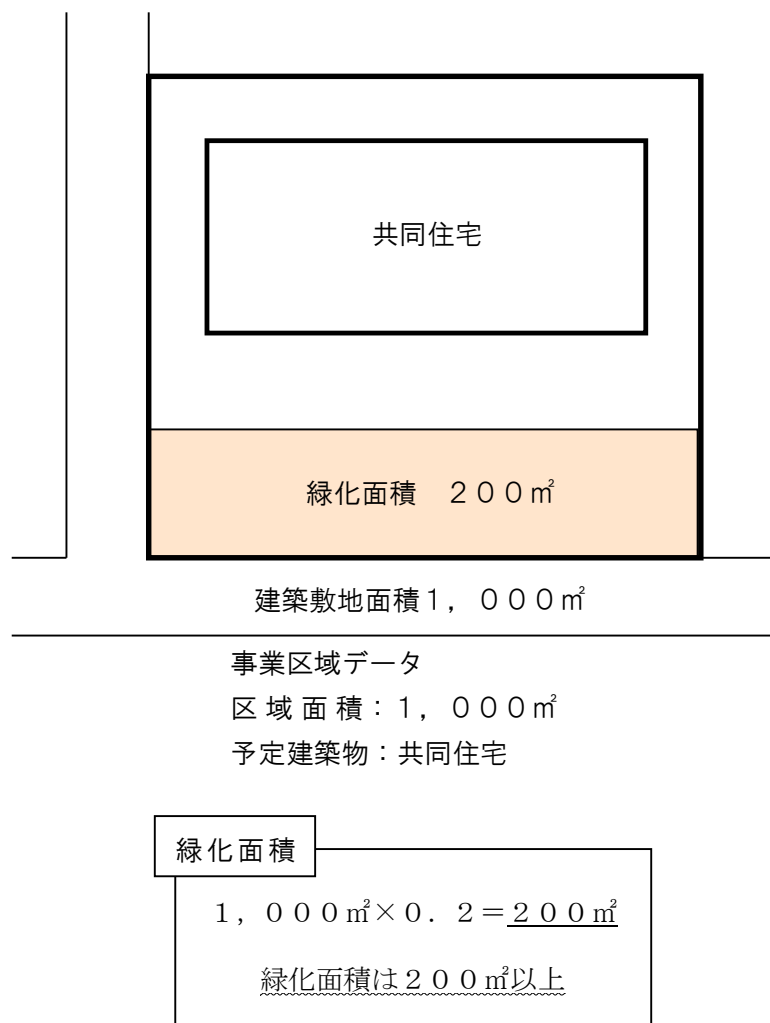
本市では次の基準により算出してください。

（1）開発区域の面積が3,000㎡未満となる開発行為

建築敷地内の緑化を行ってください。

ア 住宅の建築物では、建築敷地面積の20%以上を緑化してください。なお、近隣商業地域、商業地域では敷地の10%以上を緑化してください。（図24-1参照）

イ 住宅以外の建築物（事務所・倉庫・店舗等）で建築敷地の面積が1,000㎡以上となる場合には建築敷地面積の10%以上を緑化してください。



※ 建築敷地と開発区域は、必ずしも同一とはならないことに注意してください。

図24-1 開発区域の面積が3,000㎡未満の計画（例）

(2) 開発区域の面積が3,000㎡以上となる開発行為

公園を設けてください。また、建築敷地内の緑化を行ってください。緑化面積は3,000㎡未満の開発行為と同様の基準となります。

ア 公園面積は、次の面積を公園として無償帰属してください。

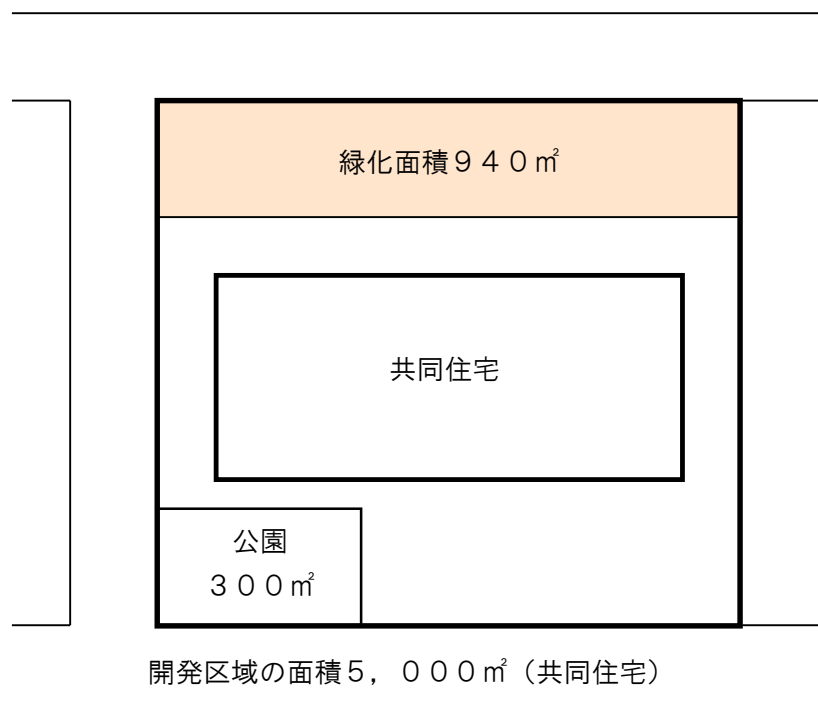
(ただし、イ、ウ、エに該当する場合は、各条件のとおりとしてください。)

(ア) 住宅の開発行為の場合

開発区域の6%以上

(イ) 住宅以外開発行為の場合(開発区域面積5ha以上)

開発区域の6%以上



事業区域データ

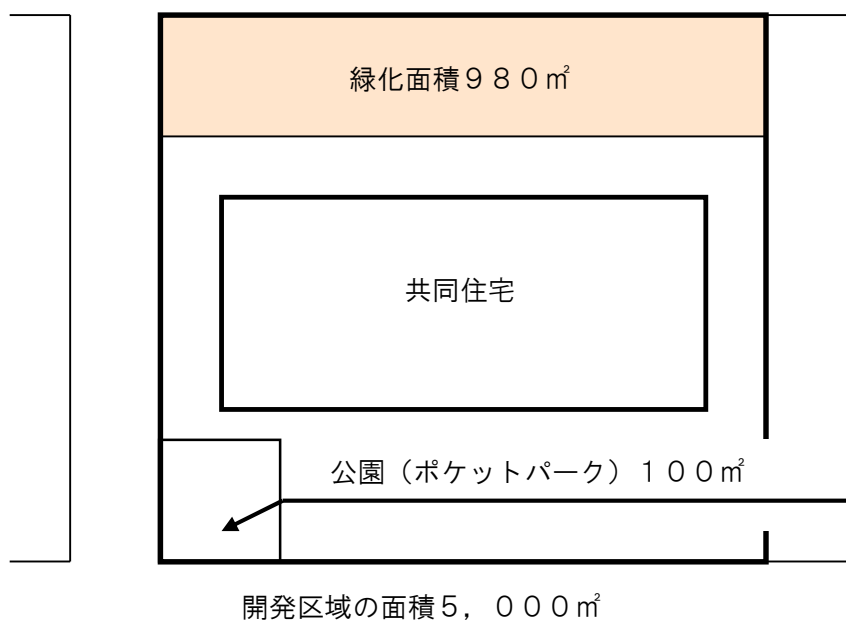
区域面積: 5,000㎡

予定建築物: 共同住宅

公園	緑化面積
$5,000\text{㎡} \times 0.06 = \underline{300\text{㎡}}$ <u>公園の面積は300㎡以上</u>	$(5,000\text{㎡} - \underline{300\text{㎡}}) \times 0.2 = \underline{940\text{㎡}}$ <u>緑化面積は940㎡以上</u> (公園等は建築敷地とならないため、開発区域の面積から削除して算定)

図 24-2 公園の計画 (例)

- イ 開発区域が表 24- 1 に示した土地区画整理事業の施行地区内の場合
公園面積は、次の項目のうち大きくなる面積を公園等として無償帰属してください。
- (ア) 住宅の開発行為の場合
- 開発区域面積の 6 %から土地区画整理事業により整備された公園・緑地の割合を控除した面積以上
 - 一箇所あたりの公園面積は最低でも 9 0 m²以上
- (イ) 住宅以外の開発行為の場合（開発区域面積が 5 h a 以上）
- 開発区域面積の 6 %から土地区画整理事業により整備された公園・緑地の割合を控除した面積以上
 - 一箇所あたりの公園面積は最低でも 9 0 m²以上



事業区域データ

立 地 条 件：〇〇土地区画整理事業施行地区内

施行地区内に整備された公園面積の割合 4. 0 0 %

区 域 面 積：5, 0 0 0 m²

予定建築物：共同住宅

公 園	緑化面積
$a \quad 5,000 \text{ m}^2 \times (0.06 - 0.04) = \underline{100 \text{ m}^2}$ $b \quad \text{最低面積 } 90 \text{ m}^2 = \underline{90 \text{ m}^2}$ この結果 a の 1 0 0 m² が最大になったので <u>公園の面積は 1 0 0 m² 以上</u>	$(5,000 \text{ m}^2 - \underline{100 \text{ m}^2}) \times 0.2 = \underline{980 \text{ m}^2}$ <u>緑化面積は 9 8 0 m² 以上</u> (公園等は建築敷地とならないため、開発区域の面積から削除して算定)

図 24- 3 土地区画整理事業の施行地区内の計画（例）

表 24- 1 帰属公園面積の算出にあたり控除できる土地区画整理事業施行地区一覧表

土地区画整理事業名称	施行地区内に整備された公園面積の割合（％）	土地区画整理事業施行地区内の主な町名
野川第一	3. 68%	野川の一部
有馬第一	3. 03%	鷺沼1、3、4丁目の一部、鷺沼2丁目全域、小台1丁目的一部、土橋3丁目的一部
土橋	3. 00%	土橋1、4、5、6丁目の全域、土橋2、3、7丁目的一部、宮崎6丁目的一部、宮前平1、2丁目的一部
宮崎	3. 00%	宮崎2、3、4、5丁目の全域、宮崎1、6丁目的一部、宮前平3丁目の全域、宮前平1、2丁目的一部
梶ヶ谷第一	3. 02%	梶ヶ谷2、3、4、5丁目の全域、梶ヶ谷1、6丁目的一部、梶ヶ谷の一部、馬絹の一部
有馬第二	3. 00%	有馬4、5、6、7、8、9丁目の全域、有馬1、2、3丁目的一部、鷺沼1丁目的一部、東有馬1、3、4丁目的一部
小台	3. 02%	小台2丁目の全域、小台1丁目的一部、土橋2丁目的一部、馬絹の一部
細山	3. 00%	千代ヶ丘5、6、7丁目的一部
神木	3. 00%	神木1丁目の全域、神木2丁目的一部、宮崎の一部、土橋7丁目的一部
柿生第二	3. 02%	白鳥1、2、3丁目的一部、栗平1、2丁目的一部、五力田の一部
南生田	3. 42%	南生田1、2、3、4、5、8丁目的一部、西生田3丁目的一部、栗谷1、2、4丁目的一部
栗木第一	4. 15%	栗木台4、5丁目の全域、栗木台1、2、3丁目的一部、栗平1、2丁目的一部、南黒川の一部
細山第二	4. 20%	千代ヶ丘8、9丁目的一部
栗木第二	3. 56%	栗木1、2、3丁目的一部
塔の越	4. 81%	南生田2丁目的一部
五力田	4. 82%	五力田の一部、白鳥3丁目的一部
片平	5. 25%	片平6、7丁目的一部、片平8丁目の全域
上作延農住組合	3. 71%	向ヶ丘の一部、上作延の一部
生田	4. 67%	百合丘1、2、3丁目全域、東百合丘4丁目的一部、高石1、3、4丁目的一部
菅	5. 07%	寺尾台2丁目全域、寺尾台1丁目的一部、生田6丁目的一部
大師臨港地帯	2. 28%	殿町1、2丁目、江川1、2丁目、田町1、2、3丁目、日ノ出1、2丁目、塩浜1、2、3、4丁目、四谷下町、池上町、池上新町1、2、3丁目の全域、殿町3丁目、小島町、観音1、2丁目、桜本2丁目、夜光3丁目、四谷上町の一部

復興土地	5.56%	本町1、2丁目、堀之内町、宮本町、砂子1、2丁目、東田町、小川町、南町、榎町、宮前町、新川通、境町、富士見1、2丁目、貝塚1、2丁目、元木1丁目、渡田新町1丁目、渡田1、2、3丁目、渡田向町、渡田東町、大島上町、田島町、鋼管通1、2、3丁目、浜町1、2丁目、追分町、大島1、2、3、4、5丁目、藤崎1、2丁目、中島1、2、3丁目、旭町2丁目、伊勢町、大師駅前1、2丁目、川中島1、2丁目、台町、大師公園、大師町、東門前1丁目、大師本町、中瀬2丁目の全域 駅前本町、日進町、旭町1丁目、藤崎3、4丁目、観音1、2丁目、昭和2丁目、東門前2丁目、中瀬3丁目、鈴木町の一部
登戸	2.58%	登戸新町全域
小向	0.00%	小向東芝町全域、小向仲野町全域、東古市場全域、小向町の一部
小向第二	2.84%	小向西町1、2、3、4丁目全域、下平間の一部、古川町の一部
古市場	3.18%	古市場1丁目全域、2丁目の一部
千年	1.73%	千年新町の一部

※ 土地区画整理事業施行地区の内外に関する窓口 [まちづくり局地域整備推進課]

以下の施行地区内については、当該事業の施行により十分な面積の公園が整備されているため、公園の帰属は必要ありません。（ただし、開発区域面積が5ha以上の場合は除く。）

土地区画整理事業名称	土地区画整理事業施行地区内の主な町名
早野	虹ヶ丘1、2、3丁目の一部、王禅寺の一部
黒川第一	南黒川の一部、栗木台2、3丁目の一部
新百合丘駅周辺特定	上麻生1、2、3丁目の一部、万福寺1、2丁目の一部
柿生第一	五力田1、2丁目の全域、五力田3丁目の一部、片平1、2、5丁目の一部
金程向原	向原1丁目の全域、向原2、3丁目の一部、金程1丁目の一部、金程2、3丁目の全域、金程4丁目の一部
山口台	上麻生2、3、4丁目の一部、王禅寺西5、6丁目の一部
川崎市向原	向原2丁目の一部
細山西	細山8丁目の一部
細山金井久保	細山7丁目の一部
犬蔵	犬蔵2丁目の一部
万福寺	万福寺3、5、6丁目の全域、万福寺4丁目の一部、千代ヶ丘1丁目の一部
東生田	三田1、3丁目の全域、三田2、4、5丁目の一部、東三田1、3丁目の一部
西菅	菅仙谷2、3丁目の一部、菅馬場2、3、4丁目の一部、菅北浦3、5丁目の一部、菅北浦4丁目の全域
黒川特定	はるひ野1、2、3、4、5丁目の全域、黒川の一部
殿町三丁目	殿町3丁目の一部

ウ 開発区域が開発許可で既に公園等の帰属を行っている区域内の場合

公園面積は、次の項目のうち大きくなる面積を公園等として無償帰属してください。

(ア) 住宅の開発行為の場合

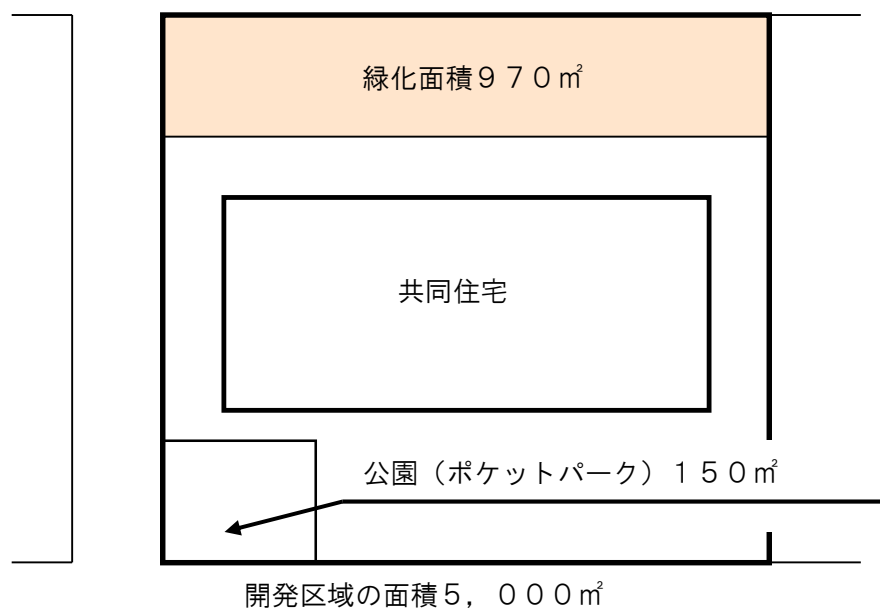
a 開発区域面積の6%から過去の開発許可の際に帰属した公園・緑地の割合を控除した面積以上

b 一箇所あたりの公園面積は最低でも90㎡以上

(イ) 住宅以外の場合（開発区域面積が5ha以上）

a 開発区域面積の6%から過去の開発許可の際に帰属した公園・緑地の割合を控除した面積以上

b 一箇所あたりの公園面積は最低でも90㎡以上



事業区域データ

立地条件：△△住宅建設区域内

区域内の提供公園面積の割合 3.00%

区域面積：5,000㎡

予定建築物：共同住宅

公園	緑化面積
a $5,000 \text{ m}^2 \times (0.06 - 0.03) = 150 \text{ m}^2$	$(5,000 \text{ m}^2 - 150 \text{ m}^2) \times 0.2 = 970 \text{ m}^2$
b 最低面積 90㎡ = 90㎡	緑化面積は970㎡以上
この結果aの150㎡が最大になったので	(公園等は建築敷地とならないため、開発区域の面積から削除して算定)
公園の面積は150㎡以上	

図 24- 4 開発許可で既に公園の帰属を行っている場合の計画（例）

エ 開発区域が、表 24- 1 に示した土地区画整理事業の施行地区内又は開発許可で、既に公園等の整備を行っている区域内（以下「当該事業等の区域」という。）にまたがる場合
公園面積は、次の項目のうち大きくなる面積を公園等として無償帰属してください。

（ア）住宅の開発行為の場合

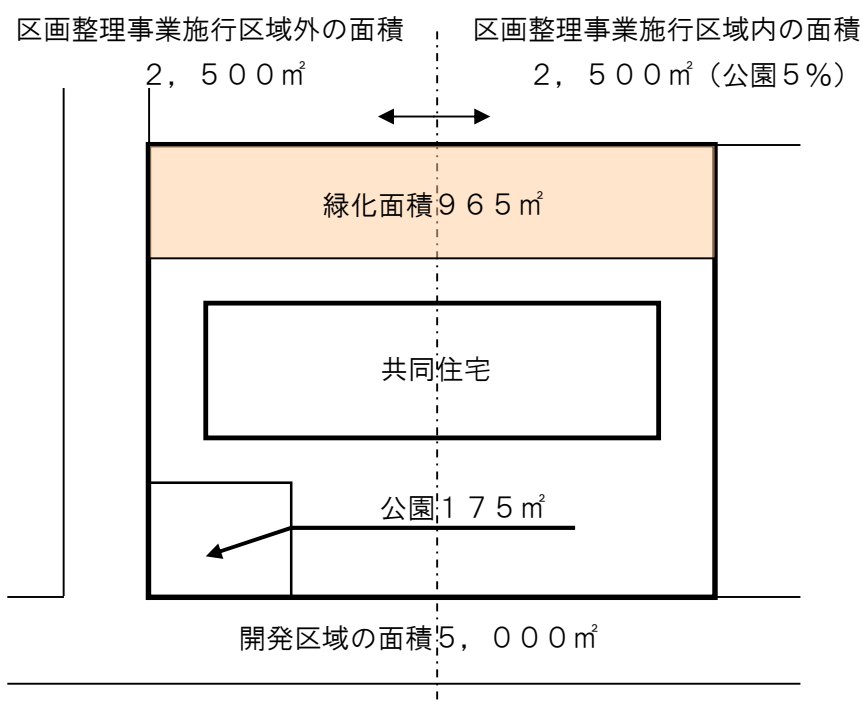
a 当該事業等の区域内においては、6 %から当該事業等により整備された公園の割合を控除した面積を、当該事業等の区域外においては、6 %以上の面積を、合算した面積以上

b 一箇所あたりの公園面積は最低でも 9 0 m²以上

（イ）住宅以外開発行為の場合（開発区域面積が 5 h a 以上）

a 当該事業等の区域内においては、6 %から当該事業等により整備された公園の割合を控除した面積を、当該事業等の区域外においては、6 %以上の面積を、合算した面積以上

b 一箇所あたりの公園面積は最低でも 9 0 m²以上



事業区域データ

立 地 条 件：一部が◇◇土地区画整理事業施行地区内

施行地区内に整備された公園面積の割合 5. 00 %

区 域 面 積：5, 000 m²（土地区画整理区域内 2, 500 m²）

予定建築物：共同住宅

公 園	緑化面積
$a \quad 2,500 \text{ m}^2 \times 0.06 + 2,500 \text{ m}^2 \times (0.06 - 0.05)$ $= 150 \text{ m}^2 + 25 \text{ m}^2 = \underline{175 \text{ m}^2}$	$(5,000 \text{ m}^2 - \underline{175 \text{ m}^2}) \times 0.2 = \underline{965 \text{ m}^2}$
$b \quad \text{最低面積 } 90 \text{ m}^2 = \underline{90 \text{ m}^2}$	<u>緑化面積は 965 m²以上</u>
この結果 a の 175 m² が最大になったので <u>公園の面積は 175 m²以上</u>	（公園等は建築敷地とならないため、開発区域の面積から削除して算定）

図 24- 5 開発区域が当該事業等の区域にまたがる場合の計画（例）

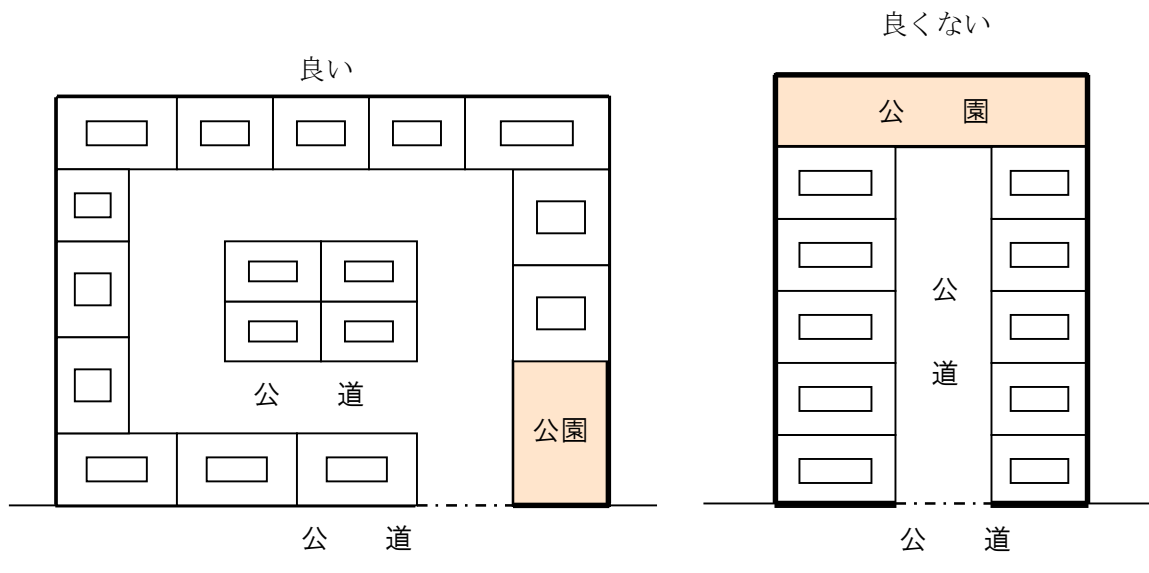
3 公園の配置

開発区域内の公園等は、都市災害時の避難地としても利用できるように考慮しながら、次の表 24- 2 に示す誘致圏を参考にして、周辺の公園整備状況を勘案し、適切に配置してください。

表 24- 2

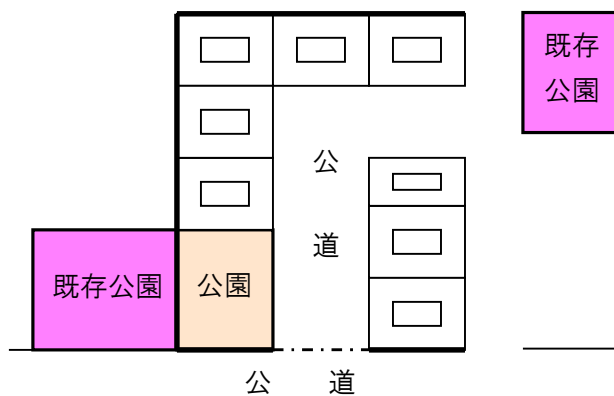
種 別	誘 致 距 離
街区公園（標準 0. 2 5 h a）	2 5 0 m
近隣公園（標準 2. 0 0 h a）	5 0 0 m
地区公園（標準 4. 0 0 h a）	1, 0 0 0 m

- (1) 開発区域内でかつ利用しやすい位置に配置
(原則、公道 2 面接道)



- (2) 既存公園が近くにある場合

既存公園が隣接しているときは一体化する。



既存公園が近接しているときは離す。

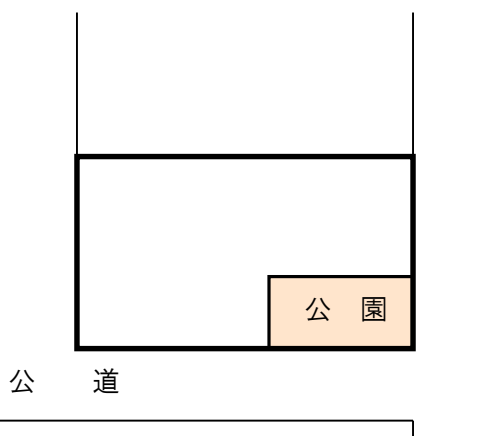


図 24- 6 開発区域内の公園の配置例

4 公園敷地の形態

公園の敷地の形態は、将来にわたって公園としての十分な機能を発揮することができるように、平坦地でまとまりのある整形な土地を帰属してください。

更に、次の基準により良好な敷地を帰属してください。

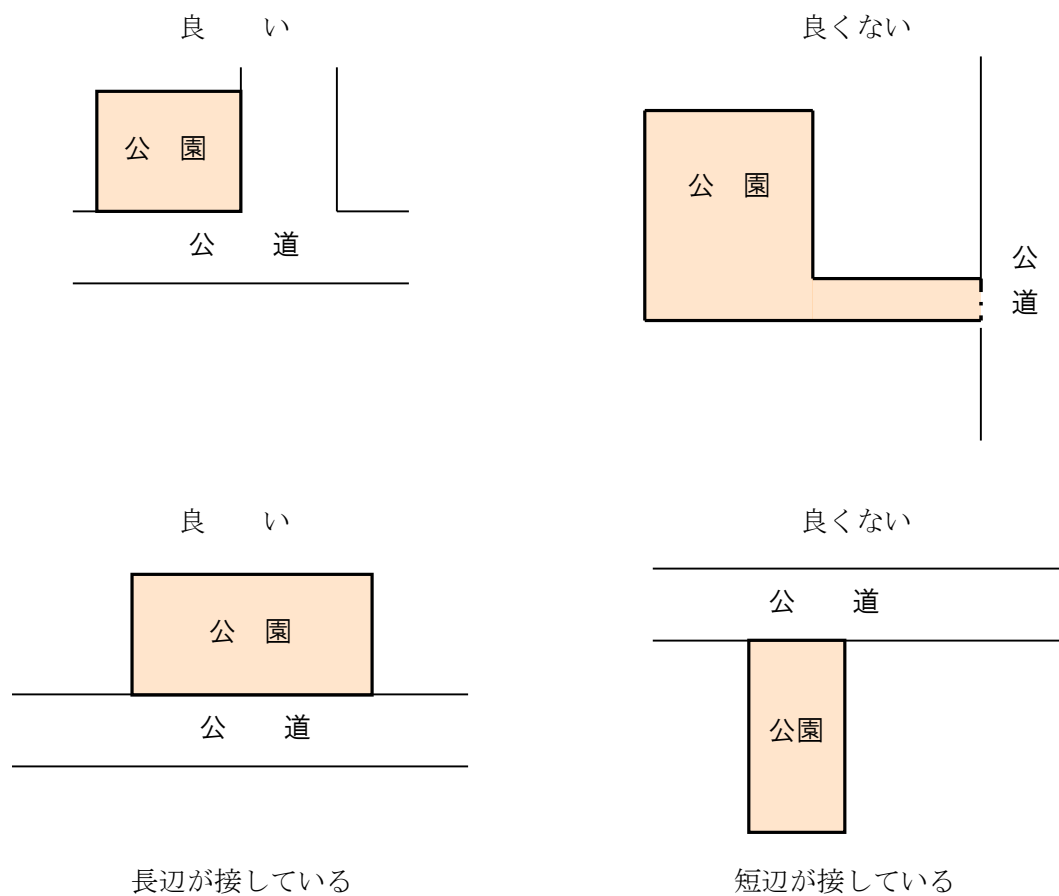
- (1) 街区公園は、平坦な土地に造成して提供してください。
- (2) 近隣公園以上の公園で、自然形態が優れ、その保存が適当と考えられる区域又は保全配慮地区内では、元の自然を生かした公園整備を図ることも可能です。詳細については、公園担当窓口へ相談してください。
- (3) 高圧送電線路下の敷地や高圧鉄塔を含む土地は、公園敷地にできません。
- (4) 公園の中には、都市公園法による公園施設以外の施設は設置できません。
- (5) 公園には、道路・河川・宅地・その他明らかに公園以外の目的をもつ土地又は施設の構成部分とみなされる土地を含めることはできません。
- (6) 公園敷地の日照については、周辺区域の建築物等により阻害されることのないように注意し、冬至日において9時より15時までの間に、公園主要部分でおおむね4時間以上確保してください。

5 道路、隣地との関係

公園と道路（公道）との関係は、次の基準によって配置してください。

- (1) 公園敷地の外周は、できる限り2面以上が道路法第3条第1項の各号に掲げる有効幅員4m以上の道路（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）に接するよう配置してください。また、一面以上は長辺となる面を道路法上の道路と接道し、道路（公道）の高さとほぼ同じになるように配置して、利用者の安全を図り、管理上にも配慮した設計を心がけてください。
- (2) 公園の出入口を、歩道の無い自動車通行量の多い主要道路に面して設置することは極力避けてください。
- (3) 公園と道路面との高低差は極力少なくするとともに、特に出入口部分のうち少なくとも1ヶ所については道路と平坦になるように計画してください。
- (4) 街区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を2m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、法面ですりつけてください。
- (5) 近隣公園及び地区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を3m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、30°以下の法面（斜面）ですりつけてください。

(1) 公園と公道の位置



(2) 公園として望ましくない土地

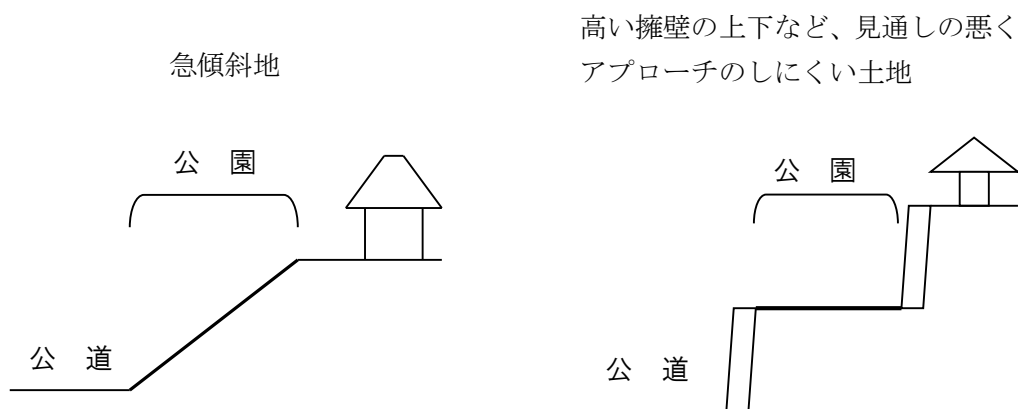


図 24- 7 公園と道路、隣地との関係

6 公園敷地の造成

公園は、利用者の安全や周囲の環境への配慮などのため、次に示す内容で造成工事等に対して一定の基準を設けています。

- (1) 公園用地の造成に関する技術的な基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法を準用して設計してください。詳しくは、本市まちづくり局発行の「**盛土規制法に基づく許可の手引き**」をご参照ください。
- (2) 公園敷地は、良質の土壌により整地してください。
- (3) 植栽帯を設ける場合には、植栽に適した土壌又は保全した表土により十分な覆土を行いさらに、樹木の良好な生育に必要な措置を講じてください。
- (4) 公園内の土地の傾斜面は、必要に応じて、擁壁、石張り、又は芝張り、その他の緑化工法等により十分な保護をしてください。
- (5) 公園敷地には、雨水その他の水の溢水、流入がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。

7 公園施設

公園の主要な施設は、表 24- 3 に掲げるものを標準とし、周辺の公園整備状況等を考慮して設置してください（都市公園法施行令第 5 条に掲げる施設）。

施設の設計は高齢者及び障害者等の利用に十分に考慮し、「川崎市都市公園条例」に適合するよう整備してください。なお、内容については、「**10 その他**」を参照してください。

施設の構造については、「川崎市土木工事標準構造図集」に記載されたものとし、これによらない施設については、安全かつ堅牢な構造としてください。

表 24- 3

種 別	主 な 施 設
街区公園	遊戯施設（複合遊具、ブランコ、スベリ台、砂場等） 修景施設（パーゴラ、植栽等） 休養施設（ベンチ、あずまや等） 便益施設（水のみ等） 管理施設（外柵、照明、排水等）
近隣公園 地区公園	街区公園に設けるものの他に、園路、運動施設、教養施設、便所等を適宜付加してください。

(1) 出入口

ア 公園の出入口については、公園利用者のため及び災害時の避難場所として周辺住民等の利用に供するために、適切な位置、数及び構造としてください。

イ 公園には原則として、2ヶ所以上の出入口を設けてください。

ウ 道路に面する出入口のうち、少なくとも1ヶ所は身体障害者等の利用及び管理用車両の出入りができる形態及び構造とし、4 m以上の有効幅員を確保してください。また、身体障害者の利用可能な出入口の形態及び構造は「川崎市福祉のまちづくり条例整備マ

ニユアル」に準じて設けてください。

エ 出入口には、ステンレス製の取り外し可能な車止めを設けてください。

オ 出入口の段差は、公道等と接する部分等で2 c m以下としてください。

(2) 広場

ア 広場は、遊戯や運動等との利用目的に応じた規模と形状を有するように配置してください。

イ 広場は、ダスト等により表層処理をしてください。

ウ 広場には、適切な排水設備を設け、その外周部には、L型側溝又はU型側溝を配置してください。

エ 広場の表面排水勾配は、0. 5 %程度としてください。

(3) 遊戯施設

ア 遊具としての機能を3種類以上もつ遊戯施設を整備してください(表 24- 3 参照)。

イ 遊具は腐食及び腐朽しにくい材質を用いてください。

ウ 設置位置については、遊具の安全距離が確保できる位置に設置してください。

(4) 植栽

ア 公園内の植栽については、「川崎市緑化指針」に基づいて計画及び施工してください。

イ 樹木等の植栽は、地形、地質その他の植物の生育に関わる環境条件を考慮して、公園の風致を形成するにふさわしい配植を行ってください。

ウ 既存緑地については、倒木等の撤去を行い、良好な樹林環境を整備し、隣地に越境しそうな樹木については、伐採又は剪定をしてください。

(5) 公園灯

ア 公園灯は、夜間における公園の安全性を確保するため、園路・広場及び階段など人が歩行する場所が極端に暗くならないように整備(設置)してください。

イ 照度については、J I S 証明基準を参考に設定してください。照度分布図を提出願います。

ウ 照明灯具は国内メーカーの製品とし、光源はL E D (水銀灯1 0 0 ~ 3 0 0 W)、色温度は電球色を標準とします。(入力電圧1 0 0 V)

エ 灯柱(引込柱含む)ほか、安全開閉器(2 P 1 5 A)や自動点滅器(J I S 2 型)等の使用材料は、本市標準又はこれと同等以上の製品を使用してください。

オ 公園灯や引込柱は、風速6 0 m / s に耐える構造・基礎強度とします。

カ 施工に関して、配線は地中配管配線とし、その他関係法令に従い施工してください。

キ 光害対策が必要と思われる場所については、遮光板等を設置してください。

ク 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合、樹木や枝が覆いかぶさらないように配置計画してください。

ケ 電気の契約種別は「公衆街路灯A (B)」です。

コ その他、詳細については別途協議とします。

(6) 給水

公設の水道管から公園に直接引き込んでください。

(7) 排水

ア 公園内には、雨水等の地表水及び汚水を排除するための排水設備を設置してください。

イ 管きよは、その勾配及び断面積が排水すべき地表水及び汚水を支障なく流下できる構造であるとともに、維持管理上支障のない規格構造としてください。

ウ 管きよは、公園から公設の下水管へ直接つなげるようにしてください。

(8) 柵

ア 公園には、公園利用者の危険防止のために適切な柵を設置してください。

イ 柵はメッシュフェンスを標準とし、安全で耐久性のある材質を用い、勾配部分については勾配対応の製品を用い、高さについては窓口で相談ください。

(9) 境界石標

公園敷地の境界には、原則として本市規格の境界石標等を公園敷地内に設置してください。

8 公園施設以外の施設等

公園には、公園施設以外の施設、工作物その他の工作物を設けないでください。

ただし、都市公園法第7条及び同法施行令第12条の各号に掲げる占用物件で、都市計画法第32条に基づく協議において本市の同意を得たものについてはこの限りではありません。

9 ポケットパーク

帰属される公園が180㎡未満の場合は、ポケットパークとしての整備をしてください。整備内容は以下のとおりとします。

(1) 敷地の形態は、平坦で整形な土地としてください。

(2) 長辺となる面を道路法上の道路と接道し、道路と平坦となるようにしてください。入口部分については、安全が確保できる構造としてください。

(3) ベンチを2基以上設けてください。

(4) 周辺環境と調和する植栽を施してください。

(5) 大景木(H=6.00、C=0.40、W=2.50)を1本以上植栽してください。

(6) 広場はインターロッキング舗装等とし、表面排水勾配は、0.5から1%程度としてください。

(7) 管理用の散水栓、外柵、照明、排水等を適宜設けてください。

10 その他

公園工事及び公園施設の規格、構造の細目については、次の図集等を準用してください。

「川崎市都市公園条例」(建設緑政局)

「川崎市土木工事標準構造図集」(建設緑政局)

「川崎市福祉のまちづくり条例 整備マニュアル」(まちづくり局)

「土木工事共通仕様書」(建設緑政局)

「給水装置設計施行指針」(上下水道局)

「川崎市排水設備技術基準」(上下水道局)

「電気設備に関する技術基準を定める省令」(電気事業法)

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂版」(国土交通省)